

栃木県吹奏楽コンクール審査内規

平成21年4月1日

第1条 この内規は栃木県吹奏楽コンクール実施規定第24条に基づき、審査および判定について定める。

第2条 審査員は中学校A、高等学校A、大学、職場・一般の各部門においては課題曲と自由曲を、小学校、中学校B・C・D、高等学校B・C・Dの各部門においては自由曲を、それぞれ「技術」と「表現」の2項目について15段階（5～10は0.5間隔）で評価する。

第3条 審査結果の処理は、審査集計係が行う。

第4条 審査集計係は審査委員の評価のうち審査項目ごとの合計点に基づき、各部門ごとに金：銀：銅＝3：4：3の比率を目安にしてグループ分けを行い、審査員の下承を得て賞を決定する。

代表を決定するにあたっては金賞受賞団体を対象に審査員の順位点を算出し、その合計点数が小さい団体から代表を決定する。

ただし、同点により代表決定が困難な場合には以下の方法により代表団体を決定する。

- ① 対象団体に対する各審査員の評価を比較し、上位点をつけた審査員数の多い団体を代表とする。
- ② ①が同数だった場合は審査員による投票とする。

第5条 審査票並びに審査集計結果一覧表は参加団体に配付する。ただし、審査集計結果一覧表は得点の高い順に並べ替えを行い「審査員名」および「団体得点」を記載する。

第6条 この内規は常任理事会の議決により改定することができる。